



2024年7月30日

各位

会社名 養命酒製造株式会社
代表者名 代表取締役社長 COO 田中 英雄
コード番号 2540 東証プライム
問合せ先 上席執行役員 経営企画部長 井川 明
TEL 03-3462-8138

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下同じ。）及び当社と委任契約を締結している執行役員（以下、併せて「取締役等」という。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）として採用している「役員報酬BIP信託」（以下「本信託」という。）の継続に伴い、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2024年8月22日
(2) 処分株式数	普通株式 63,100株
(3) 処分価額	1株につき2,364円
(4) 処分価額の総額	149,168,400円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、2018年6月28日開催の第100回定時株主総会において、本制度の一部改定を決議し、本制度を実施しておりますが、本制度を継続するため本信託の信託期間を3年間延長し、当社株式の取得資金を本信託に確保するため、金銭を追加拠出することといたしました。

本自己株式処分は、本信託の継続に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結されております役員報酬BIP信託契約（以下「本信託契約」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分数量につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に当社取締役等に交付及びその

換価処分金相当額の金銭を給付（以下「交付等」という。）を行うと見込まれる株式数の一部であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し0.38%（小数点第3位を四捨五入、2024年3月31日現在の総議決権個数138,369個に対する割合0.46%）と小規模なものです。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い当社取締役等に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、流通市場への影響は軽微であり、処分数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

本信託契約の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	取締役等のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	2015年9月1日
信託の期間	2015年9月1日～2027年8月末日（予定）
制度開始日	2015年9月1日
議決権行使	行使しないものとします。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議の直前1カ月間（2024年7月1日から2024年7月29日まで）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値の平均値である2,364円（円未満切り捨て）としております。直前1カ月間の当社株式の終値の平均値を採用することにいたしましたのは、特定の一時点を基準とするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会（3名で構成、うち3名が社外取締役）が、特に有利な処分価額には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上